加賀市健康福祉審議会高齢者分科会
令和８年度　第３回

資料２

2.認知症施策推進計画について

加賀市健康福祉部介護福祉課

令和８年10月15日

認知症施策　10期計画の考え方

基本目標　地域で安心して生活し続けることができる体制づくり

基本施策
認知症の人の理解と支援体制の充実

継続

これまでも「認知症」という病気の理解にとどまらず、「認知症の人」の思いや暮らしに目を向けた本人本位の施策を進めてきたことから、基本施策は継続する。

これまでの認知症に対する取組を踏襲し認知症基本法の考え方を踏まえ施策を進めます。

1 認知症の人の早期対応の仕組みの構築

10期の考え方

認知症の経過を正しく理解し、早期からの備えや支援につなげるとともに、本人の意志や思いを尊重した暮らしを実現するための取り組みを進めます。

•早い段階からの理解と備えの推進
•認知症の経過について正しい知識を深め、早い段階から自分事として捉えてセルフケアなどの備えを行います。

•早期相談と適切な支援の接続
•不安や変化を感じた段階で、かかりつけ医などへ早めに相談し、必要な支援やサービスへとスムーズにつなげます。

•したいことを実現できる仕組みづくり
•本人が望む暮らしや思いを家族や支援者と共有し、認知症になっても自分らしくやりたいことを実現できる環境・仕組みを整えます。

主な課題

- 普及啓発の推進
- 医療・介護の切れ目ない連携

2 認知症ケアの推進

10期の考え方

認知症が進行しても、医療・介護の連携と家族への支援を通じて、本人本位のケアを継続できる環境を整えます。

•医療と介護の切れ目ない連携
•認知症の進行段階に応じて医療と介護が一体となって連携し、途切れることのない支援体制を構築します。

•本人本位のケアと地域でのつながり維持
•本人の意向や馴染みのつながりを尊重し、その人らしい暮らしを支えます。

•家族等介護者への支援の充実
•家族の負担軽減や孤立防止を図り、安心して支え続けられる環境を整えます。

主な課題

- 医療・介護の切れ目ない連携
- 専門職・支援者の対応力向上
- 家族介護者の負担軽減

3 認知症の人が安心して暮らせるまちづくりの推進

10期の考え方

認知症の人への理解と支援を深め、本人の希望に沿って自分らしく安心して暮らせる地域をつくります。

•認知症の人の理解と地域参加の推進
•住民・企業・学校が認知症への理解を深め、本人が地域の一員として参加し続けられる環境を整えます。

•見守り・生活支援の充実
•地域での見守りや生活支援体制を整え、誰もが安心して暮らせるまちをつくります。

•望む暮らしの実現
•本人の思いを家族や支援者と共有し、認知症になってもやりたいことを実現できる仕組みを推進します。

主な課題

- 普及啓発の推進
- 生活支援・見守り体制の促進

認知症施策　10期計画の考え方に至った経緯

1 認知症の人の早期対応の仕組みの構築

【これまでの経過】支援者層において「新しい認知症観」や「わたしの暮らし手帳」の理解が広がり、支援の基盤が整いました。
【展開の経過】この土台を生かし、本人・家族・市民へと理解の輪を広げるため、正しい知識の普及や早期相談・思いの共有が求められるようになりました。
【第10期での対応】これらを踏まえ、「早い段階からの理解と備え」「早期相談と適切な支援の接続」「したいことを実現できる仕組みづくり」を位置づけました。

2 認知症ケアの推進

【これまでの経過】各種調査から症状への適切な対応が在宅継続の鍵であることが明らかとなり、現場の支援者が本人の声を聴く「本人本位のケア」の土台が形成されてきました。
【展開の経過】この土台を生かし、専門職の対応力をさらに高めるとともに、医療・介護の連携強化や介護家族の負担軽減を図ることが次の段階として求められるようになりました。
【第10期での対応】これらを踏まえ、「医療と介護の切れ目ない連携」「本人本位のケアと地域でのつながり維持」「家族等介護者への支援充実」を位置づけました。

3 認知症の人が安心して暮らせるまちづくりの推進

【これまでの経過】各種調査から、通院や買い物の付き添い、見守りなど、地域における具体的な支えに対するニーズが明らかになってきました。
【展開の経過】家族の力に地域の支えを重ねていくため、地域住民の認知症への理解を広げることや、見守り・生活支援の体制を地域全体で整えることが次の段階として求められています。
【第10期での対応】これらを踏まえ、「認知症の人の理解と地域参加の推進」「見守り・生活支援の充実」「望む暮らしの実現」を位置づけました。

認知症施策　10期計画(案)の考え方を支える根拠

基本施策　認知症の人の理解と支援体制の充実

91%　支援者が関わりで「本人の声を聴く」を特に重視（認知症ケアアンケート）

72%　引継ぎで「本人の大切にしていること（習慣・趣味等）」を重視（認知症ケアアンケート）

アンケートの声
・「本人本位の支援をしたい」
・「本人の歴史は代々伝えていかないと伝わらない」

会議での意見
支援者は、本人の生活歴だけでなく、どのような思いで暮らしてきたか、何が得意かを引き継ぐことが大切

施策（1）　認知症の人の早期対応の仕組みの構築

47%　支援者の約半数が「新しい認知症観」を知っている（認知症ケアアンケート）

81%（45%）　わたしの暮らし手帳を「知っている」
（　）内は、本人・家族等に紹介した人の割合（認知症ケアアンケート：居宅系）

アンケートの声
「もの忘れ健診であれば本人の抵抗が少なく受診でき、医師の説明が受け入れやすかった」

会議での意見
・認知症サポーター養成講座の内容は、働く世代のニーズと合っていないかもしれない。介護休業などの制度や相談窓口など実際に使える情報が求められているのではないか
・家庭で対応が難しくなる前の、早めの相談につなげたい

施策（2）　認知症ケアの推進

69.2%　在宅生活の維持が難しい理由「認知症の症状の悪化」（在宅生活改善調査）

42.4%　介護者が不安な介護「認知症状への対応」（在宅介護実態調査）

アンケートの声
・「本人の意向に沿うと、BPSD（認知症の行動・心理症状）が出にくくなると感じている」
・「関りで『本人の声を聴く』を重視している」

会議での意見
入院中から退院後の暮らしを見据えて連携していくことが大切

施策（3）　認知症の人が安心して暮らせるまちづくりの推進

20%　外出同行を「必要と感じる」（在宅介護実態調査）

47%　介護保険外の困りごとは「家族・親族が対応」（在宅介護実態調査）

28.7%　見守り機器を「利用中・利用したい」（「どちらともいえない（27.7%）」を入れると半数を超える）（在宅介護実態調査）

アンケートの声
「見守りや受診の付き添いのボランティアがいると助かる」

会議での意見
郵便局など地域の事業者も、気になる人に気づく担い手になっている

出典：認知症ケアアンケート（R8.4）／在宅介護実態調査／在宅生活改善調査／意見交換会（R8.7）／キャラバン・メイトリーダー会（R8.8）　※アンケートの割合は回答数から算出

認知症施策　現行計画・次期計画　対比表

【共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、認知症基本法という。）基本理念（第三条）に基づく整理】

9期計画の施策体系	認知症基本法　基本理念	主な課題	10期計画の施策体系（案）
基本目標　地域で安心して生活し続けることができる体制づくり **基本施策** 認知症の理解と支援体制の充実 （1）認知症の人の早期対応の仕組みの構築 （2）認知症ケアの推進 （3）認知症の人が安心して暮らせるまちづくりの推進	第三条　認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 一　全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。 二　国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。 三　認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。 四　認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。 五　認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。 六　認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。 七　教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。	**普及啓発の推進**　→（1）（3） ・認知症の経過に関する正しい知識の普及 ・地域住民への認知症の人の理解 ・働き世代が求める情報の把握 ・本人の思いをつなぐ支援 **医療・介護の切れ目ない連携の促進** →（1）（2） ・かかりつけ医への早期相談の周知 ・入院中から退院後を見据えた切れ目のない支援の強化 **専門職・支援者の対応力向上**　→（2） ・「新しい認知症観」の理解促進 ・専門職の対応・意識の向上 ・認知症に携わる専門職の連携強化 **家族介護者の負担軽減**　→（2） ・介護者が「認知症状への対応」に負担を感じている（在宅介護実態調査） **生活支援・見守り体制の促進**　→（3） ・認知機能低下の見られる独居、身寄りのない人への金銭管理支援、成年後見制度への迅速な接続 ・独居高齢者の異変の早期発見、見守り体制の構築 ・介護保険を補完する地域資源、インフォーマルサービスの充実 ・デジタル技術、ICT、見守り機器活用の周知 ※→は対応する 10 期施策	**基本目標　地域で安心して生活し続けることができる体制づくり** **基本施策** 認知症の人の理解と支援体制の充実 　これまでも「認知症」という病気の理解にとどまらず、「認知症の人」の思いや暮らしに目を向けた本人本位の施策を進めてきたことから、基本施策は継続する。 （1）認知症の人の早期対応の仕組みの構築 （2）認知症ケアの推進 （3）認知症の人が安心して暮らせるまちづくりの推進